青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第31回会合議事録

日 時： 平成２８年6月１３日（月）１４：００～１６：０
場 所： 内閣府（４号館）共用第４特別会議室
出席委員：藤原座長、藤川座長代理、有木委員、上沼委員、尾花委員、金井委員、清原委員、国分委員、小城委員、髙橋委員、吉田委員、齋藤委員代理、伊藤委員代理
（内閣府）和田審議官、村田参事官
（オブザーバー）：内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房付兼政策評価企画室長、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課有害環境対策専門官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

１．開会

２．議題
（１）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第３次）」の進捗状況（平成２７年度）について
（２）報告案件
（３）委員発表等
（４）意見交換
（５）その他

３．閉会

○藤原座長　それでは、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の第31回を始めたいと思います。
　本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。
　まず、委員の出欠状況等について、事務局から報告をお願い致します。
○村田参事官　それでは、御報告致します。
　本日は、五十嵐委員が御欠席され、尾上委員の代理で齋藤様、長尾委員の代理で伊藤様に御出席いただいております。
　以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。
　それでは、初めに事務局から、本日の配付資料の確認をお願い致します。
○村田参事官　配付資料でございますけれども、まず、議事次第でございます。
　２枚目に資料一覧がございます。
　資料は資料１から資料13でございます。
　なお、机上の配付資料として、委員の先生方には基本計画、そして昨年５月の当検討会の報告書を置かせていただいております。
　このほか、委員の皆様には、昨年度、内閣府が実施した「平成27年度青少年インターネット利用環境実態調査」、「アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間利用者による青少年保護に関する取組事例調査」の２つの報告書を置かせていただいております。既に郵送させていただいた方もございますが、本日お持ち帰りいただいても結構でございます。
　不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。
　また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただき、その後、座長にお諮りをした上で公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。
　それでは、そのようにさせていただきます。
　続きまして、議事に入ります前に、事務局で異動がございましたので、御紹介させていただきます。
　内閣府大臣官房審議官、和田昭夫審議官でございます。
○和田審議官　安田の後任で参りました和田でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。
○村田参事官　また、オブザーバーのうち法務省で異動がございましたので、御紹介させていただきます。
　法務省大臣官房付兼政策評価企画室長、阿部健一室長でございます。
○阿部政策評価企画室長　阿部でございます。どうぞよろしくお願い致します。
○村田参事官　事務局からは以上でございます。
○藤原座長　ありがとうございました。
　早速、議事に移らせていただきます。まず、本日の議題に入ります前に、警察庁から前回の検討会での討議に関しまして補足説明がございます。
　警察庁からお願い致します。
○逢阪情報技術犯罪対策課長　警察庁の情報技術犯罪対策課長の逢阪でございます。
　前回の議事録に追記という形で既に記載させていただいておりますけれども、前回の議論の関係で少し補足でございます。
　いわゆるアプリにつきましても、出会い系サイト規制法の要件に該当するものにつきましては、出会い系サイト規制法の対象になり得るということが１点でございます。

それから、出会い系サイトとしての届け出の義務があるのですけれども、その届け出がなされていない場合でもあっても、サイトのシステムとかサイト開設者の対応状況等を総合的に判断して、出会い系サイトとして取り締まりの対象になり得るということで、この２点を議事録に既に追記させていただいておりますけれども、改めて御説明申し上げました。

以上です。

○藤原座長　ありがとうございました。

議事録に追記されている部分ですが、特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、内閣府から、前回の検討会でのご委員の発言に関して説明があります。これは内閣府からお願い致します。

○村田参事官　内閣府から御説明致します。

前回の当検討会で、内閣府から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組について御説明いたしましたところ、ホームページのアクセス件数を調べてはどうかという御意見をいただきました。内閣府といたしましても、この取組について効果検証する上で大変有意義な御意見であると受けとめまして、１月28日に開設いたしました本取組の内閣府の専用ホームページのアクセス件数を確認いたしました。

ホームページ開設後、取組期間中、５月末までの「春のあんしんネット・新学期一斉行動」トップページのアクセス件数につきまして、１月177件、２月2,293件、３月535件、４月225件、５月108件、合計で3,338件のアクセス件数でございました。特に取組を開始した当初、そして政府広報を集中的に実施した２月にはアクセス件数が多くなっているのかなという受けとめをしております。

参考までに、内閣府の青少年インターネット環境整備担当として掲載しているいずれかのページの最近における総アクセス件数は、毎月約１万から１万5,000件程度となっておりまして、その中でこのトップページの２月のアクセス件数が2,300件程度ということでございます。

内閣府からは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

ただいまの数字等について、御質問等はございますでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員　この件について早速アクセス件数等を確認していただきまして、ありがとうございました。

やはり継続的な啓発というのが非常に重要であるということを感じましたし、集中的に新聞等で広報した２月には一定の反応があったということですので、一番利用されやすいのがホームページだと思いますし、スマートフォンでもアクセス可能のようにしていただければ、より一層利用度も上がるのではないかと思いますので、今後も継続を宜しくお願いします。

○藤原座長　ありがとうございました。
　尾花委員、どうぞ。
○尾花委員　ありがとうございます。尾花でございます。
　ついでなので、今回は見ていただいてもいいですし、今後の取組のときにやっていただいてもいいのですが、これはどこからアクセスしているかというアクセス解析をぜひしていただいて、例えばツイッターで子供たちが拡散していくので、そこから来ているというと、例えば新聞とかテレビよりも何か違う方法で呼びかけることもできるでしょうし、アクセス件数だけではなくて、できればどこから来ているかというのが分析できると、今後につながっていくと思うので、ぜひ次回から検討を宜しくお願い致します。
○藤原座長　ありがとうございました。
　それでは、本日の議題に移りたいと思います。
　本日も後半に委員の意見交換を予定しておりまして、できるだけ前回同様その時間を長くとりたいと考えておりますので、円滑な議事進行に御協力いただければと思います。発表時間等が苦しいかもしれませんけれども、宜しくお願い致します。
　まず、議題（１）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第３次）」の進捗状況（平成27年度）についてでございます。
　内閣府から順次、説明をお願い致します。質問等は各省庁の説明終了後にまとめて伺いたいと思っております。
　まず、内閣府からお願い致します。
○村田参事官　それでは、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第３次）」の進捗状況（平成27年度）について御説明致します。
　まず、資料１と２を御覧いただければと思います。資料２は、第３次基本計画の項目に沿って、該当施策と実施状況を取りまとめたものでございます。資料１は、これらのうち主要な取組について、概要版として整理したものでございます。個々の内容につきましては、これから順次各省庁から説明がなされますので、その際、当該資料につきましてもあわせて御覧いただければと思います。
　引き続きまして、内閣府の取組状況について、資料３に基づいて御説明させていただきます。
　内閣府では、取組は大きく４つ整理をさせていただいております。１つ目は、本検討会の開催についてでございます。平成27年度につきましては、基本計画見直しの提言を取りまとめました４月と、また第３次基本計画策定後、委員の構成を見直し、12月と３月の２回、計３回開催いたしてございます。
　昨年５月には、基本計画の見直しに係る提言を含む報告書を作成、公表させていただきました。７月30日には、本検討会の御提言を受け、子ども・若者育成支援推進本部におい

て第３次基本計画を決定したところでございます。

２つ目は、広報・啓発活動の実施でございます。本検討会における委員の御発言などを受けまして、有識者による御検討をいただき、７月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の時期に合わせ、６月に保護者向け及び事業者向けの普及・啓発リーフレットを関係府省庁と連名で作成し、保護者向けリーフレットにつきましては教育委員会等を通じまして全国の小・中・高等学校に配布いたしました。

また、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁、関係事業者等と協力して、本年２月から５月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及・啓発活動を展開いたしました。

内閣府といたしましては、具体的には関係省庁連名でPTA団体に対して、また個別には地方公共団体、青少年関係団体に対して協力依頼をしたほか、専用のホームページや政府広報等により周知・広報啓発を実施いたしました。

３つ目は、国内外の実態調査の実施でございます。平成27年度も引き続き「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施致しますとともに、諸外国調査として、「アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組事例調査」を実施いたしました。本日、参考資料として報告書をお配りしているところでございます。

４つ目が、「青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業」のフォーラムの開催でございます。平成27年度も岡山県、山形県、栃木県の全国３カ所で、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを開催し、地方において関係機関・団体が連携して各種取組が実施できるプラットフォームの構築を推進いたしました。

内閣府からは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

次に、総務省、経済産業省、警察庁、法務省、文部科学省の順で説明をお願い致します。

○湯本消費者行政課長　それでは、総務省のほうから、当省の取組につきまして簡単に御説明させていただきます。お手元の資料４をお開きいただければと思います。私のほうから、大きく３点、簡単に御説明したいと思います。

１点目は、ｅ－ネットキャラバンでございます。ｅ－ネットキャラバンと申しますのは、御案内の方も多いと思いますが、こちらに書いてございますように、子供たちのインターネットの安全な利用を目的として、企業、団体、さまざまな方々の御協力も得ながら、無料で出前講座を行うといったような中身でございます。

平成18年度の開始以来、延べ１万3,000件余り、受講者数も200万人強に達しているところでございます。平成27年度におきましては2,114件、約38万人に対して実施をいたしました。

２点目は、青少年のインターネット・リテラシー指標、いわゆるILASに関しての御説明

でございます。こちらのほうは平成24年度より全国の高等学校１年生を対象に、「青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテスト」を実施し、あわせてその際にスマートフォンの使用実態調査も実施しながら、テスト結果と同時に分析した結果を公表しているというものでございます。

この内容につきましては、詳細な説明は省略させていただきますが、この後の教材や学校現場、さまざまな場で活用するということが期待されておりまして、また、以前よりOECD等の国際的な場においてもこの成果を披露しているというところでございます。

27年度につきましては、対象校、参加人数を大幅に拡大して実施しておりまして、傾向としましては全体の正答率は７割ぐらいでございまして、不適切な利用に対する正答率は高いものの、不適正な取引、またプライバシー、セキュリティーに関する正答率というのは相変わらず低い傾向にあるといったような結果が出ているところでございます。

続きまして、先ほど内閣府さんからも御説明がございましたが、関係省庁一体として推進しております「春のあんしんネット・新学期一斉行動」についてでございます。２ページ以下、私どもの出先であります総合通信局単位で行った取組を取りまとめております。研修、イベント、その他さまざまな講座等につきまして、内閣府、警察庁、また地方自治体、さまざまな関係者の方々、また教育関係者の方々と連携をしていろいろな取組を集中的に実施しているところでございます。この場をかりまして改めて御礼を申し上げますとともに、今年度以降、さらにこういった取組を充実させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、経済産業省、お願い致します。

○佐野情報経済課長　経済産業省でございます。資料５を御覧いただければと思います。

私どもは、平成27年度の取組ということで、大きく３つ取組をしてございます。１つ目でございますけれども、（１）でございます。青少年のインターネット環境整備のためのセミナーを実施しておりまして、これは指導者、あるいは地方自治体職員、教職員などを対象としておりますけれども、32回、受講人数延べ756人ということでございました。

その際に、そこの下に絵で描いてございますが、指導者が保護者向けに利用するリーフレットを作成いたしました。これは未就学児、小学生、中学生、高校生の発達段階別に分けまして、これは電子データ上でも公表しているところでございます。

次のページでございますけれども、インターネット安全教室というものを開いてございまして、これは警察庁と都道府県警察の協力をいただきつつ、また全国各地のNPOなどとも連携いたしまして開催しております。これはサイバーセキュリティーの観点からの安全教室でございますが、この中にもフィルタリングの話をあわせてやってございまして、平成27年度、延べ78回、受講人数は約4,300人ということでございます。

次の３番目でございますけれども、これは春の一斉行動の一環ということで、大手家電

流通協会のほうにお願いしまして、６社10ブランドの家電量販店の店舗におきまして、そこの下に描いてございます普及・啓発ポスターを張り出していただく取組に、経産省として協力したところでございます。

このポスターでございますけれども、これは昨年６月に政府として作成いたしましたリーフレットをベースとしまして制作協力したものでございまして、２月の下旬から５月にかけまして、例えばゲーム機を販売しているコーナーですとか、タブレットを販売しているコーナーなどに張り出していただいたということでございます。

経産省からは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、警察庁、お願い致します。

○村瀬少年保護対策室長　警察庁でございます。お手元の資料６を御覧ください。私のほうから３点ほど申し上げたいと思います。

まず、第１の柱でございますけれども、教育・啓発に関しましては、啓発教材をつくってございまして、27年度のリーフレットとDVDを作成してございます。リーフレットは添付のリーフレットでございまして、御覧のとおり、見開きで開きますと「犯罪被害」と「非行」といった形の事例の紹介、さらには最後の裏のところにはフィルタリングの利用促進に向けた啓発の視点、そういったものを盛り込んでいるところでございます。

このリーフレットにつきましては、主として保護者向けにやってございますが、他方、DVDも作ってございますが、これは子供たちの学習用ということで、学校に御協力をいただきながら授業での活用を図っているところでございまして、こちらも小学校、中学校、高校、それぞれの発達段階ごとに事例を用意して展開をしてございます。

さらに２点目でございますけれども、これは携帯電話販売店との連携でございますけれども、保護者が実際に携帯電話の契約を締結しようという際に、販売店でのきめ細かい説明をお願いしているというものでございます。

第２の柱でございますが、犯罪被害の抑止対策でございます。これは御覧のとおり、インターネット利用に起因する犯罪がございます。この取締りを推進するとともに、実態調査を通じまして把握にも努めている。そのような状況でございます。

さらに、最後のサイバー補導のところにありますけれども、子供たち、児童に対しましてはサイバー補導といったものをやってございます。これは、例えば児童が援助交際を求めるということで、ネット上に不適切な書き込みを行う場合がございます。こういったものを警察がサイバーパトロールという形で発見した場合には、当該児童に対して注意・指導を行っているというものでございます。

最後に、違法・有害情報の排除対策につきましては、インターネット・ホットラインセンターを活用いたしまして、利用者からネット上の違法情報を受け付けまして、警察として把握するとともに、サイト管理者への削除依頼を行っているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、法務省、お願い致します。

○阿部政策評価企画室長　法務省でございます。私からは３点について、御説明いたします。

まず資料７の１ページ目を御覧ください。１点目は人権相談についてです。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局などにおいて、あらゆる人権問題について電話や面談などによる人権相談を行っているところですが、特に、青少年が相談しやすい体制をつくるために、青少年をめぐる問題について専用の電話相談窓口「子どもの人権110番」をフリーダイヤルで設置するとともに、全国の小中学校の児童・生徒に対して、人権相談用の便箋と封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなどの取組を行っております。

２点目ですが、資料の２枚目を御覧ください。人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防です。法務局等で相談者から人権相談を受けますと、職員や人権擁護委員が相談に応じて助言を行うことなどによって問題が解決する場合もございますが、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、救済のための適切な措置を講じております。

例えば、インターネット上における名誉毀損、プライバシー侵害等の人権侵害の被害に関する相談については、相談者に対して、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や、当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、事案によっては、法務局から直接プロバイダ等に対して削除依頼の措置を講じる場合がございます。

もう一枚めくっていただきまして、最後に人権啓発活動について説明します。法務省では、インターネットを悪用した人権侵害をなくすために、主に中学生を対象として作成していた冊子を高校生向けに改訂し、無料通信アプリなどを使用したいじめや、コミュニティサイトやSNS等を通じたリベンジポルノの問題などを盛り込んだお手元の冊子、「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」を作成いたしました。昨年度は、これを全国の高校１年生に配布し、配布先の高校や教育委員会の方々からはわかりやすいという評価をいただいたと聞いております。

以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、文部科学省、お願い致します。

○佐藤有害環境対策専門官　文部科学省青少年教育課の佐藤と申します。課長の泉が所用のためこの場を外しておりますことを、まずは御容赦いただければと思います。

私のほうから、文部科学省の取組につきまして、資料８に基づきまして御説明させていただきたいと思います。さまざまな取組を行っておりますが、時間の関係で幾つか割愛させていただければと思います。

まず、資料８の左上のほうを御覧いただければと思います。情報モラル教育の推進につ

いて御説明致します。学習指導要領等での指導の実施のほか、情報モラル教育に関する指導の充実としまして、各地域における教員等を対象にした情報モラルに関する研修の実施や、後ほど御報告の時間を別にいただいておりますが、スマートフォンやSNS等のトラブルなどをテーマとしました映像教材及び教員用指導手引書の作成、並びに保護者向けには啓発資料というのを新たに作成しまして、全国の教育委員会や学校へ配布するなどの取組を行っております。

続きまして、資料８の右上、子供や保護者への啓発についてでございます。大きく５つ掲載しております。上から３つ目でございます。地域における啓発活動としまして、地方自治体やPTA、民間団体等と連携しながら、保護者や青少年に直接働きかけるネットモラルキャラバン隊を実施しておりまして、平成27年度は７カ所で開催、約2,400名の参加がございました。その他、青少年安心ネット・ワークショップなどの取組によりまして、各地域の取組に対して支援を行っているところでございます。

続きまして、前回の検討会でも説明させていただいた件でございますが、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環としまして、携帯電話等のトラブル、犯罪被害の事例、その対処方法のアドバイス等を盛り込んだ啓発資料を作成いたしまして、全国の都道府県教育委員会や学校に配布いたしました。

ただいま御紹介いたしました取組のほか、時間の関係で幾つか割愛させていただきますが、資料にあるような事業を27年度におきまして実施させていただいております。

簡単ではございますが、文部科学省の説明とさせていただきます。以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、ここまでの各省庁の報告を踏まえまして、御質問、御意見等があれば御発言をお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

まず、清原委員、お願いします。

○清原委員　ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

内閣府をはじめ各省の皆様が、「春のあんしんネット運動」を中心に、大変幅広い観点から啓発活動をしていらっしゃることを確認させていただきました。

総務省さんに１点だけ質問させてください。今回の資料の２ページ目以降に、「総合通信局等別取組」を紹介していただきました。これを見て改めて、地域によってそれぞれの問題意識と、また実態に合わせて研修会やイベント等をされているという、地域による違いや共通点も示していただきました。

そこで御質問なのですけれども、先ほど１ページ目で、青少年のインターネット・リテラシーの指標（ILAS）についても、この間、対象校がふえて、また参加人数もふえたということを御紹介いただきました。こういうときの分析で、例えば地域ごとに何らかの関心の違いとか、あるいは正答する問題の違いがもしあったとして、そうしたものに着目して今後総合通信局で地域の実情に合わせた研修テーマを決めるとか、イベントをされるとか、そのようなILASの活用と、実際に各総合通信局で御苦労されている皆様の企画との連動と

か、そんなことは御検討されていますでしょうか。教えていただければと思います。宜しくお願いします。
○藤原座長　ありがとうございました。
　それでは、総務省からお願い致します。
○湯本消費者行政課長　御質問ありがとうございます。
　ILASにつきましては、御指摘のとおり、地域においてもやり方次第で十分いろいろな使い方が可能だと思っています。ただ、現在まずやっていることは何かというと、各総通局それぞれの方で、まず使ってくださいというか、この対象校に入ってくださいという活動は今行っております。
　実は、おっしゃるように、今度はその後に、入っていただくとともにその中身をいろいろな場で活用していただくということは非常に重要になってきていまして、実は先進的なところはかなりそういったところで使ってもらっている事例もございますが、正直申し上げて、個別の地域をここで申し上げられませんが、かなり偏りがあるのが実態でございます。
　したがいまして、今後その違いをなるべくなくすとともに、御指摘があったように、地域別の違いとか傾向､今まで聞いた限りではそんなに大きな違いはないようですけれども、それにしてもそれぞれ今後いろいろな取組をしていくときに、御指摘のような地域別の視点だとか、いろいろな角度で見ていくことは非常に重要だと思いますので、御指摘いただいた点につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思います。
○藤原座長　どうぞ。
○清原委員　ありがとうございます。
　この各総合通信局それぞれ、県でありますとか、あるいは警察署ですとか、非常にネットワークを広げてこられているということも御説明いただいて心強く思いました。今、御紹介いただきましたように、ILASという極めて重要な手法も開発をしていただいているので、これにこだわりませんけれども、総合通信局があることのメリットというのがとても心強く思いましたので、今後ぜひまた問題を深めて、より一層青少年にとって望ましい、あるいは保護者にとって期待されるような企画を継続していただければありがたいと思います。
　どうもありがとうございました。
○藤原座長　ほかにいかがでしょうか。
　それでは、尾花委員、お願いします。
○尾花委員　尾花でございます。
　２点ほどありまして、１点はリーフレット並びにポスターをおつくりいただいたところがあるのですが、経済産業省さんでつくってくださって、配布というか、店頭で提示していただいている家電量販店向けのポスターは、もともとこの検討会から生まれたリーフレットの抜粋版なのですが、それから警察庁さんのリーフレット、両方どちらもなのですけ

れども、「フィルタリングを設定しよう」とか「フィルタリングを設定するには」と書いてあるのですけれども、何のためにフィルタリングが必要なのか、何も書いていないのです。フィルタリングがどういう役割を果たすとかも書いてなくて、家電量販店向けのポスターは、もちろん抜粋したので、実はあのタイトルの下に説明があったのですけれども、そこは省いて１枚のポスターにしていただいたからなくなったのが当然なのですが、だとしたら、何々のために、せめてお子さんを守るためにフィルターを設定しましょうとか、一言追加する、要するにリーフレットから抜き出すときに欠落してしまった分をちょこっと入れていただくような工夫があったらいいな。

警察庁さんのリーフレットも、ネット犯罪に警察庁さんらしい焦点を当ててやっていただいたのですが、中を見たらわかるよねではなくて、せっかく表と裏だけ見てもキーポイントは押さえているので、フィルタリングを必ず利用しましょうの枠の中に、なぜというのがほんのちょこっとでもかいま見れたら、訴求の率が多分上がっていくのではないかと思いました。一般の消費者というか、こういったものを手にする人たちは、腑に落ちれば行動してくれるのですけれども、何々をせよと言われてもなかなか行動に結びつかないという傾向が、これまで長年この取組をやってきて皆さんも重々御承知だと思いますので、一言できる工夫を追加していただけたらいいのではないかと感じました。

それともう一点、これはもう30何回、私は毎回言っているような気がするのですが、省庁さんのそれぞれの取組は大変いいのですけれども、せっかくなので横につなげないのかなというのは毎回で、皆さん耳にたこができているのではないかなと思います。

例えば、総務省さん、文科省さんが取り組んでくださっているｅ－ネットキャラバンが、全国津々浦々に大変優秀な講師の方が本当にどこにもいるような体制が整っていて、なおかつ総通さんの御要望に応じて講師養成をしている。例えば経済産業省さんがやっている取組でも、講師養成を毎年毎年やられているのですね。そうすると、例えば経産省さんのほうでセキュリティーのほうに重点を置いている講師養成講座と、ｅ－ネットキャラバンのように、一般的なフィルタリングとか一般的な使い方のほうに重点を置いている講師養成講座と両方聞くことができたら、講師は完璧になるわけですよ。なのに、ばらばらにやっていて、通達もばらばらな人たちが対象になってしまうので、同じ地域でせっかく種類の違う、視点の違う講座をやってくれているのに、両方に参加する方が実はそれほど多くないという現状があると思いますので、このあたりをうまくやっていけたらいいなというのが一つのポイントです。

もう一つは、その方たちを派遣をするのに、例えばｅ－ネットキャラバンならｅ－ネットキャラバンの事務局に入ってきて、地域に派遣してあげるというのをやっていらっしゃると思うのですが、地元の学校とか自治体、あるいは保護者や教育団体の集まりの中には、多分自分たちで、この先生は１回来てもらったからよかったから、近所なので直接この先生に来てほしいというニーズが出てくると思うのです。なので、地元でうまく回ってくれる体制をつくるのが最終的には一番いい方法だと思うのです。中央が常に派遣するという

ことではなくて。あるいは、学校でちょっとしたトラブルが起きたときに、よく知っている、この間来てくれた先生に相談をしたいというようなことがスムーズにいけるような次のステップの方向性をそろそろ考えてもいいのではないかなと思いますので、またそういう検討をする機会がありましたときには、頭の隅のほうに置いておいていただいて、いろいろ省庁連携で模索していただければと思います。

以上でございます。長くなりました。

○藤原座長　ありがとうございました。

最初のほうは、尾花委員の御経験によるポスター等に対する御提言であるということでよろしいですね。後者のほうは、これはこの会議であるとか内閣府に向けられたものかもしれませんけれども、１足す１が３にもなるように横の連携をとったらどうかという御持論を御披露いただいたということですね。

３番目は、研修講師のリストのようなものがあるといいというお話ですか。

○尾花委員　もちろんリストがあってもいいのですが、中央にというか、事務局に聞かないと派遣してもらえないというか、事務局に聞かないと講師に連絡がとれない環境ではなくて、せっかく地元に根づいた講師の方がいらっしゃるので、その方たちと例えば学校が連携するとか、相談したいトラブルが起きたときにその先生に相談できるような、何かうまく地元に落としていくような体制をつくっていただけると、多分地域ごとの取組もどんどんふえていくのではないか。

今、企業さんにしても、国にしても、講師提供とか資料提供を山のようにやってくださっているのですけれども、そのせいで地元に密着した方がなかなか育たないとか、自分たちの活躍の場が外から来ている人にどんどん奪われてしまっているという現状も一方であるので、だとしたら、経産省の取組も、総務省の取組も地域の講師を派遣してくださっているという、そこは地域に密着しているところなので、そこからもう少し地域にべたっと踏み込めるような広がりを何か検討できないかなということでございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

今の点に関して、各府省庁のほうから何かございますか。それでは、今後工夫いただくということでよろしいですか。

ほかに。どうぞ。

○金井委員　簡単な質問ですが、文科省にお伺いしたくて、ここに書いてある内容ではなくて、先月、日本成長戦略の中でプログラミングの授業が小学校、中学校は必須科目になるという話を聞いたのですけれども、ここに書いてあるような道徳とか技術・家庭、情報というところで今やっていると思うのですけれども、もっとより深く突っ込んだ内容の授業になると思うので、プログラミングの授業が始まったときに、道徳とか技術・家庭と、今度始まるプログラミングの授業でのこういったリテラシー向上は、どういった方向性が出ているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○藤原座長　もしおわかりになれば、その限りでということで結構です。

○佐藤有害環境対策専門官　申しわけございません。ちょっと中教審で議論中の内容になりますので、ある程度わかり次第、御説明させていただければと思いますので、宜しくお願いします。
○藤原座長　ほかによろしいですか。中教審で資料等は出ている段階なのですか。これから議論を始めるということですか。
○佐藤有害環境対策専門官　検討中というように聞いております。
○藤原座長　では、時限秘の部分もあるかもしれませんけれども、わかった段階でまた御報告いただくということで宜しくお願い致します。
○佐藤有害環境対策専門官　そのようにさせていただきます。
○藤原座長　ほかには。どうぞ、国分委員。
○国分委員　文部科学省さんにちょっと教えてほしいことがあるのですけれども、本日配られた資料の中で、資料９は、以前から文部科学省さんはいろいろ立派な教材とか手引書をつくられて、今回の御説明でも、教育委員会に配布して。
○藤原座長　国分委員、９については後で詳細な御説明をいただくことになっているので、それに関することであれば後に回していただいても結構かと思います。
○国分委員　内容ではなくて、教育委員会に配布してという段階から先のことが何となくぼやっとしているのですけれども、立派な教材を作成されて配布はいいのですけれども、そこからそれを活用されている現状の把握とかフィードバックみたいなことは、この教材は昨年とかではなくて大分前からずっとやられていると思うので、そのあたりはどういう状況にあるのでしょうか。
○藤原座長　いかがですか。次に説明していただくときにあわせてお答えいただいても結構でございます。
○佐藤有害環境対策専門官　わかりました。
○藤原座長　それでよろしいでしょうか。
○国分委員　はい。
○藤原座長　ほかにはよろしいですか。
　それでは、報告案件に移りたいと思います。ちょうど今、情報モラルに関する動画教材及び指導手引書の作成・配布について御質問も出たところですので、これについて文部科学省から御説明をお願いしたいと思います。
○佐藤有害環境対策専門官　ありがとうございます。文部科学省のほうから１点御報告をさせていただきたいと思います。
　文部科学省のほうにつきましては、学校における情報モラルに関する指導の一層の充実を図るために、教員が指導する際に活用できる動画教材と手引書を更新するとともに、新たに保護者用の啓発資料を作成いたしました。
　お手持ちの資料９でございます。１枚目が青の用紙になっておりますが、こちらが教員用でございます。教員用につきましては、平成25年度に８本の動画教材と、これに基づく

手引書を作成いたしましたが、今回新たにプライベート画像の流出、誹謗中傷、軽はずみなSNSへの投稿、不十分なパスワード管理に起因した個人情報の流出等を内容とする６本の動画教材を加えるとともに、指導手引書を改訂、充実させていただいたものでございます。

１枚おめくりいただきますと、今御説明させていただいた教材の中身でございます。オレンジの部分が28年度に制作したという部分でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、ピンクの用紙につきましては保護者用でございます。インターネットの利用により、子供たちが遭遇するネット依存やさまざまなトラブルを防止するために、ペアレンタルコントロールやフィルタリングなどについて家庭でどのように対処すべきか学ぶとともに、親子のコミュニケーションや家庭でのルールづくりについて考えるというものでございます。動画教材、パンフレットのほか、PTAの集会等で活用できるスライド資料等で構成しているというものでございます。

ただいま国分委員から御質問がございましたが、これらにつきまして都道府県、市町村教育委員会を始め、全国の小・中・高等学校、特別支援学校や、教育関係機関、関連団体に、およそ４万カ所でございますが、６月初旬から順次発送させていただいているところでございます。あわせまして、文部科学省ホームページにも随時掲載して、広く利用に供するということを考えてございます。児童・生徒が情報モラルを身につけて、コンピューターやインターネットを適切に利活用できるように、情報教育の充実を図っていきたいというところでございます。

こういった資料をつくりまして、先ほど国分委員から御質問がございました、実態について把握すべきではないかというところにつきましては、一般にさまざまな教育課題、いわゆる「〇〇教育」といったところが種々ございます。これらの授業時数とか指導の実態の把握につきましては、極めて多忙と言われている先生方の事務負担を増大させるおそれがあることから、慎重に検討する必要があるかなと文部科学省としては考えてございます。

今後、教員の事務負担を生じさせずに、御質問のございました情報モラル教育も含めて、こういった実態の的確な把握というところで、どのような調査が必要であって、かつ可能であるのかというところを検討していきたいと考えているところでございます。直接的な答えでなくて申しわけございません。宜しくお願いします。

以上でございます。

〇藤原座長　ありがとうございました。

ただいまの御報告について、改めて御質問等はございますでしょうか。

〇小城委員　聖心女子大の小城と申します。

先ほど尾花委員からも御指摘がありましたけれども、こういう取組とILASとうまく組み合わせたりはできないのかなと思いました。もちろん現場の教員の方々が大変御多忙であることはよくわかりますし、でもこういった御報告を受けますと、こういう取組が実際にどれだけ成果を上げているのかということは必ずセットでなければ、やりっ放しで終わってしまっていて、成果を確認したいというのはあると思うのです。

ですから、例えばILASをこの教材を使う前に１度測定をしておいて、この教材で実際に学習をした後にILASの得点がどう変わったかというふうな縦断調査なども可能であれば、そういうふうなお互いが連携して、成果を測定するのになるべく簡便な方法ということも御検討いただければと思います。

以上です。

○藤原座長　ありがとうございました。

○尾花委員　私からのお話の前に、ILASについて私がお話しするのも変なのですが、実はILASの調査をするのに物すごく時間がかかるのです。なので、今、小城先生がおっしゃったことはもちろん当然なので、安心協ILASのような、もっとコンパクトで簡単にできるようなものを利用すると、多分一緒に成果が見られるということがわかると思いますので、そのあたりは内容のボリュームを考えながら、先生だけではなくて生徒の負担もすごく大きくなってしまうので、そこのあたりを工夫されるといいかなという一つは御提案です。

御提案でもう一つなのですが、先ほど金井委員のほうからもお話がありましたように、プログラミングというのがどういう形で実施されるかはまだ見えていなかったとしても、目の前にやはり掲げられている動きということで、こういったものの中にも、ここ数年、高校生のプログラミング能力が上がってきて、ウイルスとかを実際に公開して、世の中の人がこのウイルスをどうやって使って成功するか失敗するかとか、自分のプログラミング能力をはかるためにネットにまくという行動も実は少なからず起きている現状なので、プログラミングが始まる前に、そういうことをして例えば偽計業務妨害になってしまったような事例とかも、もう既にいっぱい学生のものがあるので、そういったものを次の教材から入れていただいて、プログラミング能力が上がる前にプログラミングを外で試してはいけないとか、そういうような道徳的なことを子供たちは具体例を見せて伝えないとわからないところがあるので、そういった工夫もプラスでしていただけたらなと、これはお願いです。

○藤原座長　どうもありがとうございました。

今の点について何かございますか。

○佐藤有害環境対策専門官　ありがとうございました。総務省ILAS並びに安心協ILAS、いずれにつきましても、関係する総務省さんあるいは安心協さんとも、先ほど検討させていただくというところがございましたけれども、そのあたりも含めて検討したいと考えているところでございますので、宜しくお願いしたいと思います。

あと、尾花委員から御提案いただきました内容につきましては、持ち帰らせていただきます。どうもありがとうございました。

○藤原座長　警察庁からどうぞ。

○村瀬少年保護対策室長　ただいまの文科省の件につきまして、警察庁から１点補足させていただきます。

私ども、学校と連携しまして非行防止教室というものを全国の小学校、中学校、高校で

やってございます。今、尾花先生から御指摘いただいた件につきましては我々も課題と思ってございまして、コンピューターウイルスをネットで売買している、そういったことをやると犯罪になりますということにつきましては、我々もこういった啓発資料やDVDなどに盛り込んでいまして、これはぜひ学校で展開して、子供の心にしみる教育を学校と連携して進めていこうと思ってございますので、実際に現場でそういうところに浸透するように努めてまいりたいと思います。

○藤原座長　ありがとうございました。

いずれも重要な御指摘ですので、ぜひ宜しくお願いします。１件当たり何分試験にかかるかという業務負担感はそれぞれ違うと思いますけれども、今後うまく工夫していただければと思います。

２番目の犯罪者をつくるなというのは、まことにごもっともだと思いますので、この点も宜しくお願いしたいと思います。

続きまして、「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」、これは警察庁から御説明をお願い致します。

○逢阪情報技術犯罪対策課長　それでは、警察庁から御報告させていただきます。資料10を御覧ください。私のほうからは、時間の関係もありますので、もう簡単に。

まず、出会い系サイトとコミュニティサイト、それぞれに起因する被害者児童の数ということで、１枚おめくりいただいて図１を御覧ください。赤い折れ線グラフがコミュニティサイト、青い折れ線グラフが出会い系サイトということで、出会い系サイトのほうは平成20年の出会い系サイト規制法改正以降ずっと減少傾向で、大幅に減少している。他方で、コミュニティサイトのほうは増加傾向が続いているということで、平成27年については1,652人の被害児童がいたということでございます。

どんな被害に遭っているかといいますと、図２に書いてありますけれども、コミュニティサイトについては児童買春、児童ポルノ、あるいは青少年保護育成違反が多くなっているということでございます。

少し飛ばして、もう一枚めくっていただきまして図４でございます。コミュニティサイト種別の被害児童数の推移を書いております。ちょっとわかりにくいのですが、赤の折れ線グラフとか黄色の折れ線グラフは、一時期ぐっとふえたものが事業者のほうで対策をしていただくことによって減少に転じたというものでございます。それに対して青とかグリーンのところが今ふえているといったところがございます。

このうちグリーンのものが、複数交流型とここでは書いておりますけれども、具体的にはラインとかフェイスブック、ツイッターがこちらに含まれるのですけれども、ここに数字は具体的には書いてないのですけれども、昨年、平成27年中の被害児童数をサイト別に見ますと、サイト別で一番被害が多かったのがツイッターということになっております。ツイッターに起因する被害児童数が27年中226人ということです。その前の年、26年はツイッターの被害は108人でしたので、倍以上にふえているといったことで、ちょっとこの二、

三年急にふえているといった状況がございます。

それから、図５ですけれども、これは被害児童のうちフィルタリングを使っていたか使っていなかったかというのがわかった児童についてのデータですけれども、９割以上は使っていなかったといったデータになっております。

私のほうからは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問がございますでしょうか。

藤川代理、どうぞ。

○藤川座長代理　御説明ありがとうございます。２点質問させてください。

１点目ですが、児童ポルノはコミュニティサイトの被害がふえていますよね。恐らく児童ポルノというのは知り合い間で流出しているものもあれば、見知らぬところで出会って撮影されてしまうものもあると思うのです。これはどちらなのかによって、フィルタリングなどの対策が効くか効かないかというのが違ってきますよね。１点目の御質問は、児童ポルノ等の案件について、知り合い間のものと非知り合い間というのでしょうか、ネットで不特定多数の者と知り合う形で起きている事件との比率をどのように考えたらいいのかを伺いたいです。

２点目は、今の御説明にもありましたように、ツイッターでの被害がここ２年ぐらいで急激にふえています。これの要因について警察庁としてどんなふうにお考えなのか、ぜひお聞かせください。

○藤原座長　どうぞ。

○逢阪情報技術犯罪対策課長　ありがとうございます。

まず、１点目の質問でございますけれども、そもそもこちらが今回出している数字はコミュニティサイトに起因する事犯ということで、その起因するという意味は、コミュニティサイトで出会った、初めて接点をもったという意味ですので、こちらで書いている数字は100％、初めてこのサイトで出会ったという意味でございます。

それから、２点目のツイッターの問題ですけれども、ツイッターは母数が圧倒的に多いものですから、単純に比較できないという問題ももちろんありますけれども、幾つかの要因が多分ありまして、１つは検索ができるということで非常に便利だということで、ツイッターをお使いになっている方はちょっと試していただくとすぐわかると思いますが、例えば「援助」とかそういうキーワードを入れて検索すると、援助交際を求めるような書き込みが多数ある。

ツイッター社のほうでは、我々のほうからそういう書き込みに対して対応をお願いしたいということは言ってはいるのですけれども、グローバルな会社のポリシーとして自主的には書き込みの削除はしないという方針だと。その結果として、残念ながらそういう書き込みが多数あるということで、それを見た児童がツイッター上ではこういう書き込みが許されているのだと思って、また書き込みをするというような悪循環があるのではないかな

ということを考えております。

もう一つ、これは必ずしも問題とは言えないのかもしれませんけれども、ツイッターの場合は複数のアカウントを作成することができますので、裏アカウントというものを児童のほうがつくって、１つは親とか友達用のアカウントで、もう一つが援助交際用のアカウントとか、そういう形の利用実態もかなり見られるところでございます。

○藤川座長代理　手短にします。

１点目ですが、もともと仲間うちで撮った写真が知らない人に流出するというのも含まれているのではないかと思うのですが、それはもう含まれなくて、あくまでもネットで知り合って、そこで撮影されたものが流出しているというものがこのデータということなのでしょうか。

○逢阪情報技術犯罪対策課長　基本的にはそのように御理解いただきたいと思います。

○藤川座長代理　はい。

２点目ですが、ツイッターの今おっしゃっていただいた特徴というのは、以前からある特徴ですよね。なぜふえたのかの御質問には答えていただいていない気がするのです。つまり、検索のしやすさとか複数アカウントというのは昔からあるものであって、それがここ一、二年急増していることの説明としては不足ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○逢阪情報技術犯罪対策課長　その点は確かに必ずしもよくわからないところではございます。ただ、いろいろほかのサイトで事業者が対策をとって、使いにくくなってきたということでシフトしているという面はあるのかなと思っております。

○藤原座長　利用したい人たちがそっちに流れたのかという単純な理由ではない。

○藤川座長代理　そうかもしれない。わかりました。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、時間の関係もございまして、続いて「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースについて」、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

○湯本消費者行政課長　総務省でございますが、お手元の資料11を御覧いただければと思います。

今、座長からもお話がありましたように、私どものほうではICTサービス安心・安全研究会のもとにタスクフォース、具体的にはここに書いてありますが、主にフィルタリングの利用率を上げなければいけないと、再三再四いろいろな場、この検討会の場でも言われておりますので、その点、どうしたら上がっていくのかということを議論したものでございます。本年の４月から開催をしておりまして、この１ページにございますような構成員の方々に議論をしていただいております。座長は慶應大学の中村先生にお願いをしております。

まだ最終的に議論の取りまとめは確定しておりませんが、つい先日開催されました会合

において座長提案という形で議論の取りまとめ案が出まして、それに関してまた多数意見を頂戴いたしまして、今、最終的な取りまとめを行っている最中でございます。

本日は、その議論の取りまとめの途中経過でございますが、主に出た意見につきまして簡単に御紹介させていただきます。

２ページ目を御覧いただければと思います。まず、１点目、啓発活動のあり方についてでございます。今後質の向上を図るということで、具体的には何かしらの基準を設けるとか、それぞれ教材をつくっているところでも、いろいろな方々に使ってもらえるように使用基準の見直しを行うべきではないかといったような意見も出ました。

また、先ほど尾花委員からも御意見を頂戴いたしましたが、各省庁で啓発講座について連携をするということも含め、効率的な実施に向けた調整といったものを強化すべきではないかという意見も出ました。

また、保護者のリテラシー向上の観点からは、先ほど御説明いたしましたｅ－ネットキャラバンにつきまして、保護者・教育関係者に目的とした講座の創設を検討すべきといったような意見が出され、これにつきましては既に当事者間でｅ－ネットキャラバンプラスということで検討が進められているところでございます。

また、今回、特にフィルタリングは携帯電話事業者に加えて販売代理店が非常に重要な位置を占めるということで、より積極的な活動を求められるというような意見を頂戴いたしました。

続きまして、おめくりいただきまして、使いやすいフィルタリングの実現についての意見を簡単に御紹介したいと思います。今後、フィルタリングの利用率を上げる上で、設定の複雑化・長時間化を解消すべき対策として、スマートフォン上のOSの機能をより活用すべきではないかというような意見が出され、これにつきましては肯定的なものとして捉えられております。

一方で、このスマートフォン上のOSの機能を使うということは、イコール、フィルタリングの対象をどうするのかであるとか、我が国の独自の事情といったようなものをどういった形で反映していくのか。具体的にはOS事業者との非常に粘り強い交渉、調整が必要になるので、そういった仕組みの確立が不可欠ではないかという意見が出されております。

また、携帯電話事業者におきましても、その中身につきまして引き続き見直し、特によりわかりやすい、青少年にとって入れやすいフィルタリング、説明内容の充実、場合によっては事業者共通で共通のコンセプト、名称等も検討していいのではないかというような意見も出されました。

また、SIMフリー・SIMロック解除端末や中古端末への対応。さらに、先ほどのOS機能の活用にも密接に関係しますが、青少年の使用実態を踏まえてフィルタリングの対象そのものを見直すべきではないかという意見も多く出されました。その中には、その対象となるアプリ、サイトに加えまして、学齢別のフィルタリングにつきましてもあり方についての検討が必要だという意見が出されております。

最後に、そのための体制整備でございます。これにつきましては、関係する各団体の役割を一層明確にした上で、より効率的な運用体制を目指すべきだという意見が多く出されました。

その上で、今後のスケジュールでございますが、今申し上げました啓発活動の見直し、新たなフィルタリングの仕組みにつきましては、１年の中でも青少年が最も多く使う機会というのが春でございますので、来年の春に何かしらの改善をするといったようなことをターゲットといたしまして具体的な検討をすべきであると。特にフィルタリングの対象の見直しというのは、大変多くの方々の御意見を頂戴しなくてはいけない問題だと思いますので、早急に関係者による議論の場を立ち上げて、年内に一定の方向性を出すべきというような意見になってございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問等はございますでしょうか。ひとまずよろしいですか。

世界標準のOSの利用という、大変大きな議論にもなりそうですけれども、今後、議論を積み重ねていただきたいと思います。

それでは、本日はこれで報告は終わらせていただきまして、議題（３）、委員からの発表等に移りたいと思います。この後、前回に引き続きまして、フィルタリングの提供のあり方等について委員の間で討議をしたいと考えておりますが、その前に有木委員、髙橋委員のお二人からの発表をいただきたいと思います。

まず、前回、TCAの有木委員からフィルタリングに関して調査を実施する旨の御発表がありましたが、その結果等について御説明をいただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○有木委員　TCAの有木でございます。

本日は、前回の検討会で御説明をさせていただきました事業者が実施しました調査の概要、それと課題について御報告させていただきますので、宜しくお願いします。

資料12でございますけれども、本日の資料の説明につきましては、当協会、移動電話委員会の傘下に、携帯電話の青少年にかかわるさまざまな問題を審議しております青少年有害情報対策部会がございまして、その部会長をやっていただいておりますソフトバンクの佐治さんから御説明をさせていただきます。

佐治さん、宜しくお願いします。

○藤原座長　宜しくお願い致します。

○TCA佐治氏　電気事業者協会、佐治でございます。

前回、検討会の場におきまして、事業者からの調査の御報告というものを予告的にさせていただいたところでございます。分析等は終わりましたので、こちらを御報告させていただくとともに、それに基づいて我々事業者のほうでどういったことを今後やっていきたいかという部分につきましても、あわせて御報告をさせていただければと思います。宜し

くお願い致します。
　なお、５分という形でお時間をいただいておりますので、少し駆け足での御説明になるかと思いますけれども、御容赦いただければと思います。
（PP）
　１ページ目でございます。こちらは前回の資料の再掲という形になりますので、お読みいただければと思うのですけれども、今回の調査につきましては、我々キャリアのショップと、あとはPTA様のほうに御協力をいただきまして、２本の調査という形でやらせていただいております。
（PP）
　調査の概要でございます。こちらも御覧いただければと思いますけれども、中学３年生と高校１年生の親御さんにかなり多く御回答をいただいたといった結果が出ております。また、アイフォーンをお持ちのお子さまの親御様のほうに御回答をいただいたといったような結果も出ております。
（PP）
　３ページ目でございます。こちらは調査結果から読み取れるサマリーという形で、３点記載をさせていただいております。
　今回、我々事業者といたしましては、やはり直接お客様と接することができる店舗というところと、あとは我々が実際に提供しているサービスといった点と、またサービスであるところの両輪となりますリテラシーということで、こちらの３点のほうである程度重点的に調査をしております。この３点を軸にとって、どういった傾向が出ているのかといったところをまとめております。
　まず、店舗につきましては、この後、細かい部分は御説明させていただきますけれども、やはり何らかの影響が出ているといったような傾向が出ております。
　また、サービスに関しましては、わかりやすいサービスであるとか、利用しやすいサービスが求められているといったような結果が出ております。
　また、リスクへの意識というところにつきましては、インターネットの利用に関しては問題意識が非常に高いといった結果が出ているのですけれども、フィルタリングだけではどうにもならないといった問題に対しても非常に御関心があるといったような回答が出ておりますので、そのあたりをどうするのかというといったところは今後の議論かなと考えております。
（PP）
　では、４ページ目以降で少し数字を使いながら御説明をさせていただければと思います。
　まず、店舗の部分でございますが、まず右上のグラフを見ていただければわかるとおり、事業者側の店舗のほうではフィルタリング等の説明につきましては、ある程度できているといった結果が出ております。
　また、左上を見ていただければと思いますけれども、店舗の関与といたしまして、店舗

の話、説明を聞いてからフィルタリングをつけるかどうかを決められる方がある一定程度いるといったような結果も出てございます。

また、下段のグラフになりますけれども、利用率に関しましては、来店時から実際に来店をした後に使われてみて、率が少しずつ下がってきているといったような傾向も出ておりますので、店舗の観点から申しますと、説明であったり、設定であったり、そういった部分につきましてはある程度簡略化の方向で進めさせていただいて、よりこの率を上げていくといったようなところが重要なポイントではないかと考えているところです。

（PP）

５ページ目でございます。サービスの内容でございますが、まず左側のグラフに関しましては、店舗で契約のタイミングで、フィルタリングにつきましては要りませんとお答えいただいた方々のその理由となっております。右側のグラフに関しましては、フィルタリングをつけたのですけれども、後々外した方々のフィルタリングの解除の理由となっております。

どちらも御覧いただければわかりますとおり、使いたいサイトやアプリが使えないといった御意見を多数頂戴しておりまして、そういったところが今回フィルタリングの率が上がっていないといったところに影響を与えているのではないかと考えているところでございます。

（PP）

続きまして、６ページ目でございます。こちらはリテラシーの部分の調査という形でさせていただいております。左側のグラフ、右側のグラフ、両方ともなのですけれども、親御様の意識はかなり高いといったような傾向が出ておりますけれども、この中での、先ほども申し上げたとおり、フィルタリングでは対応できる問題のほかに、スマホ依存やいじめといったようなフィルタリングでは対応できないようなものにつきましても、非常に関心が高かったといったような傾向が出ております。

こういった観点から申しますと、フィルタリングだけではなくて、リテラシー全般的な向上というところも施策としては重要なポイントではないかなと考えております。

（PP）

こういった結果を踏まえまして、今後我々としてどういった方向を進めていければいいのかといったところをまとめております。

（PP）

８ページ目を御覧いただければと思います。サービス、店舗の対応につきましては、先ほど総務省のほうからも少し御説明があったところではございますけれども、アイフォーン、アンドロイドそれぞれで対応が違ってくると我々は考えております。

まず、アイフォーンにつきましては、細かい部分は省略をさせていただいていると思いますけれども、端末機能である機能制限というものを導入させていただくことによって、店頭での設定の時間であるとか、説明の統一化が図られますので、このあたりは先ほどコ

メントをさせていただいているような簡略化といった部分につなげられるのではないかと期待をしているところでございます。

（PP）

９ページ目でございます。アンドロイドに関しましては、現状、プリインストールで既にフィルタリングのアプリを提供できているような状況でございます。つきましては、こちらを主に継続的にさせていただければと考えております。

（PP）

続きまして、10ページ目でございます。こちらはサービスの中身でございます。先ほども総務省からのコメントがございましたとおり、カテゴリーの基準が今ずれているといったような状況もございますので、このあたりをきっちり合わせていくといったことが重要課題だと考えているところでございます。

（PP）

最後でございますけれども、リテラシーに関する取組ということで、こちらも総合的にやっていかなければならないと考えているところでございます。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○藤原座長　どうもありがとうございました。

質疑、意見交換は後でまとめて行いたいと思います。時間の関係等で、ここで確認したいということがございましたらお受けします。

なければ、続きまして、髙橋委員からフィルタリングの認定制度を運用しておりますEMAの活動や、その視点からの御発表をいただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○髙橋委員　モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のEMAの髙橋でございます。

EMAは2008年に発足しまして、これまで８年間の間、青少年のインターネット環境整備に努めてまいりました。この８年間の間に、スマートフォンの普及などいろいろな環境が変わりまして、青少年とインターネットを取り巻く環境は姿を変えてまいりました。青少年のネットのコミュニケーションがより一般的になるなど、その活用が進んできている一方、新たな問題がまた数多く出てまいりました。

スマートフォンを取り巻く関係者のあり方は、ケータイと言っていた時代よりも非常に複雑になってまいりました。いま一度、今回この法律ができた後、関係者がこの法律が誰のためにできたのか、そして子供たちを中心において、それぞれの立場でそれぞれの役割を担っていくという原点をもう一度しっかり見直しながら、認識し合っていくということが必要ではないかと考えております。

EMAでは、民間の第三者機関という立場におきまして、これまで培ってきました見地を活用しまして、少年保護を推進してまいりたいと思っております。

内容に関しましては、時間の関係もありますので、事務局の藤川のほうから説明をさせます。宜しくお願いします。

○EMA藤川氏　事務局の藤川でございます。EMAから「青少年保護施策とEMAの役割」という

形で御説明さしあげたいと思います。
（PP）
まず、青少年保護施策になりますけれども、こちらは「オンライン上の青少年のリスク」ということで、前回、上沼委員からも御説明があったOECDのリスク分類でございます。こちらは2011年のリポートでございまして、５年前になりますけれども、現在分類につきましてはさほどそご等はないと思いますので、こちらで御説明さしあげたいと思います。
こちらのリスクに対して、青少年保護施策、フィルタリング、啓発・教育、あと私どものほうで進めていただいておりますサービス提供者、CPの取組等を突き合わせてみますと、まずフィルタリングに関しましては、ほぼ網羅的に対応がされているという認識でございます。
ただ、こちらで「●」にしているのは、フィルタリングに関しては発達段階に応じた閲覧制限ということで、年齢に応じて対応が異なるという意味でございます。
かつサービス提供者の取組に関して「△」にさせていただいているのは、ゾーニング、投稿対応、あとは自主規制という形で御説明さしあげておりますけれども、サービス提供者に関してはいずれのサービス提供者全てが対応しているということではないという意味でございます。
これに対して、啓発・教育に関しては、網羅的にそれを補完するような形で効果を発せられていると認識してございます。
（PP）
改めてフィルタリングと啓発・教育でございますけれども、主に青少年がかかわるリスクとして考えるところのコンテンツリスク、コンタクトリスクに関しては、いわゆるコンテンツリスクに関しては情報の閲覧に伴うリスク、コンタクトリスクに関してはコミュニケーションが双方向で情報が発せられたときに発せられるリスク、これに対して青少年のほうではリテラシーを向上させていって利用範囲を拡大させていく。当然、そのリテラシー向上については、啓発・教育が不可欠ということになりますので、フィルタリングと啓発・教育に関しては相互関係にあると認識してございます。
ただ、先ほど警察庁さんから御説明があったような、犯罪被害に関しては必ずしも年齢に応じてと言えないような状況がございます。例えば、15歳から17歳といったときに、犯罪被害全ての割合で考えると、例えば70％を占めるというとことで、高校生であったり、青少年のほうでも高い年齢の子たちがリスクにさらされているという実態があると思っております。これに関しましては、フィルタリングの利用率向上、啓発・教育、かつサービス提供者の取組等、多面的なフォローが必要になってくると認識してございます。
（PP）
この青少年保護施策を推進していく上で、私どものほうで何をやっていくかということになるかと思いますけれども、フィルタリングに関しては、先ほどTCAさんからもお話があったように、利用者が利用しやすい機能の提供、かつそこにおいても利便性を確保しつつ、

悪質な違法・有害情報から最低限保護するということになるかと思います。

これに関しましては、EMAでは今まで取り組んできた認定制度及び評価・情報提供という、新たな取組において寄与してまいりたいと。

啓発・教育においても、これから取り組んでいく評価・情報提供において寄与してまいりたいと思っております。

また、これまでも取り組んでまいりましたサービス提供者の取組については、私どものほうでサービス提供者の皆様がベストプラクティスを事業者間で共有できるような協議の場を設けるなど、事業者様の取組を推進してまいりたいと思っているところでございます。

（PP）

私どものEMA認定について改めての説明になるわけですけれども、私どものEMA認定に関しては、フィルタリングの利用促進ということで、一定の青少年の利用環境整備を整えたウエブサイトやアプリケーションを認定し、携帯電話事業者さん、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさんの提供するフィルタリングの制限対象から除外されるというものでございます。当然、認定の目的としては、フィルタリングの利用促進及びサービス提供者による青少年に配慮した利用環境整備の促進という役目がございます。

（PP）

加えて、私どもが先ほど申し上げた評価・情報提供なのですけれども、３つのポイント、サービス内における有害情報の状況、及び有害情報もしくは出会いに関する情報、そちらに関するアクセシビリティー、例えばどれぐらい検索しやすいのか、収集しやすいのか、そういったところをはかって確認したい。加えて、通報だとか、問い合わせの窓口の設置とか、そういった利用環境整備がされているのか。この３つのポイントをもってして、認定制度とは離れて、申請とは関係なく、能動的に私どものほうでサービスを確認してまいりたいということでございます。

（PP）

こちらの情報の活用については、まず情報を私どものほうのデータベースに蓄積していって、その分析した情報を、例えば青少年、保護者、もしくは教育機関、あわせてOS事業者さんだとか、サービス提供者さんに提供して、取組を推進する役目を担ってまいりたいというものでございます。

（PP）

例としては、マーケットにおいてどういったサービスが現在提供されているのか。こちらに関してはマーケットの分類だけではなく、私どもの判断に基づいて、例えば出会い系サイトがこれぐらい提供されている状況であると。そういった情報も提供できるのではないかと思っております。

（PP）

また、２年前になりますけれども、私どものほうでID交換掲示板というものが非常に多く危険性を増しているときに、そのサービスの動態とか、どういったところに注意しなけ

ればいけないのか、そういったところを提言としてまとめた例がございます。こういったことも進めてまいりたい。
（PP）
　次に、こちらは海外の事例ですけれども、海外の場合、例えばサービス個別の情報も提供していて、サービス名を公開して、こういうところに気をつけましょうというような情報もございます。これをここまで私どものほうで提供するかについては検討が必要なところではありますけれども、ある程度見本とはなるのかなと思っております。
（PP）
　加えて、先ほどグローバルなフィルタリングについてというところがあったのですけれども、現在、私どものほうではApple社さんのほうに、アプリの利用制限に関して情報提供もしております。こちらのように、各社さんフィルタリングを推進するような動きもしてまいりたいと思っております。
（PP）
　最後ですけれども、私どもの役割というものを整理すると、フィーチャーフォン時代に関しては、シンプルなプレーヤーの構成において認定して、認定情報を提供するというものでございました。それがスマートフォンに関しては青少年に接しているプレーヤーは非常に複雑になっております。
　こういった中で、先ほど髙橋のほうで申し上げました、皆様の役割というものを推進するような活動に結びつけてまいりたいと思っております。
　事務局からは以上でございます。
○藤原座長　ありがとうございました。
　それでは、議題（４）の意見の交換に移りたいと思います。ただいま前回に引き続きましてフィルタリングについてお二方の委員から御発表いただくとともに、本日の会議の前半では、関係省庁からも統計資料や新たな検討の動きについて御報告をいただきました。本日はこれらを踏まえまして、フィルタリングの提供のあり方について、委員の皆様方に討議をしていただきたいと思います。
　どなたからでもどんな御意見でも結構ですが、例えばフィルタリングの利用率の向上の目的でありますとか、射程ですか、それからそもそも何をフィルタリングにかけるのかという、先ほどもありました実態と相当違っているではないかという御議論でありますとか、あるいはただいまの御報告にも出てきましたけれども、フィルタリングの提供者ですね、携帯の事業者、あるいは販売店、OS事業者、それぞれのプレーヤーがいるではないかというお話、その役割はどうかとか、あるいはそもそもそういったことを改善したいのであればどうすればいいのかとか、切り口はいろいろあろうかと思いますけれども、どなたからでも御自由に御意見をお聞かせ願えれば幸いです。どうぞ。
○藤川座長代理　まず実態の確認をしなくてはいけないと思うのですけれども、前回、私、内閣府の調査を引用させていただいてお話ししたときに、スマートフォンの利用者の中で

フィルタリングを３つ、つまりネットワーク型と無線LAN対応とアプリ対応、この３つともやっている人は四、五％しかいないのではないかというお話をしまして、そうではないのだというような、これからTCAさんで調べられるのだというお話も伺っていたと思うのです。

きょうの調査の結果を伺っても、いわゆる３つのフィルタリングの利用率について調べられたのかどうかの御報告がなかったのですが、ネットワーク型、無線LAN対応、アプリ対応のフィルタリング、それぞれの利用率について調査をされたのか、されなかったのか。されたとしたら、結果はどうだったのかというのをぜひ教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤原座長　有木委員のほうから、あるいは事務局の方から、何かございますでしょうか。

○TCA佐治氏　事業者協会のほうから説明させていただいた資料の４ページ目を御覧いただければと思います。図が３つありますけれども、下の図ですが、こちらは来店前の利用意向と来店時の利用選択と来店後の継続利用という形で数字を出させていただいております。

来店時の利用の選択につきましては、フィルタリングを申し込む意思表示をしていただいた以外に、店頭での設定意向につきましても調査項目に入れておりますので、藤川先生の御指摘の部分につきましては、今回調査としてはとらせていただいております。

○藤川座長代理　この会議で議論しているテーマですから、ぜひ結果を教えていただきたいのです。つまり、内閣府の調査から読み取れるように、スマートフォンを利用している青少年のフルにフィルタリングを利用している人の率というのは四、五％と解していいのか、いや、それは全然違ってもっと多いのか、少ないのか、その結果を知りたいのです。

○TCA佐治氏　我々キャリア側の受付の体制というのは、アプリのフィルタリングを申し込んでいただくと、一部、事業者というところはありますけれども、ネットワークのフィルタリングというのも基本的についてくるといったようなところもございますので、数字の多い少ないというところから申しますと、調査の中身自体が３ページの下段のところに少し補足的に書かせていただいているのですけれども、少し高目の数字が出ているといったようなところもございますが、実際にネットワークと無線LAN、あとアプリの部分、そういうところのフィルタリングをつけているという数字につきましては、それなりに高目の数字が出たというのが調査結果でございます。

○藤川座長代理　数字を教えていただけないのでしょうか。

○TCA佐治氏　４ページ目のグラフの下段の真ん中の部分が、実際に設定をした人の率になっております。左側が店頭調査、右側がPTAの調査になります。

○藤川座長代理　このフィルタリング利用意向というのが、いわゆるフルにフィルタリングを使っている人が全てだということなのでしょうか。

○TCA佐治氏　はい。そうです。

○藤川座長代理　もしよろしければ、きょうでなくていいのですが、質問紙の質問項目と具体的な数値を資料として共有していただけないでしょうか。やはりこういうものはどう

いう調査が行われているのかをみんなで見て確認しないと評価がしにくいので、ぜひお願い致します。
○有木委員　設問項目等々、公表の部分、あと数字の取りまとめについて持ち帰らせていただきまして、次回御報告させていただければと思います。
○藤原座長　ぜひ宜しくお願い致します。
　ほかに御質問は。どうぞ。
○髙橋委員　前回の会議の最後のほうに出た話で、高校のPTAさんのほうから、携帯電話はバイクと同じように使いながら教育していくのだというような話があったのですけれども、私は全く考え方が違うものであれなのですけれども、今、例えば高校のPTAさんとか小・中のPTAさんはフィルタリングはもう必要ないとお考えなのか。それとも、やはり必要なのだと。必要だから、そのためにはこれだけの省庁さんがみんな集まって、いろいろな意味で子供たちを守る手法をとって、調査をして、そのデータを全部高校のPTAにフィードバックしてやっている。これがどうもよくわからないのです。
　というのは、バイクの３ナイ運動の場合は、あれは全国一律ではないのですね。一部の学校で山間部にあるところに関してはバイクの使用も一部認めましょうと。ただし、それは学校がきちっと掌握をして、指導をして、事故を起こさないような準備をした上で、一部許可しましょうということで、今のネット関係とは全く雰囲気が違うものなのですね。
　ですから、ここ数年、やはりフィルタリングはもう必要ないと、これだけ稼働率が下がってきているということは、せっかくこれだけ各省庁さんが一生懸命子供たちのために、関係するところの意見を聞きながら、改善しながらやっていっているのですけれども、当の本人たちはどういった意見に最近まとまりつつあるのか。できましたら、高校と小・中のPTAの意見がありましたら教えてほしいのです。
○藤原座長　ありがとうございます。
　今の御質問は、金井委員、齋藤委員に対する御質問ということでよろしいですか。
○髙橋委員　はい。
○藤原座長　では、PTAの代表の方から何か。
○金井委員　高校のPTAです。前回、私のほうはバイクの３ナイ運動に例えてお話をさせていただいたのですけれども、フィルタリングが必要ないとは思ってなくて、必要だとは思っています。ただ、なかなかフィルタリングが完全に機能しないという中で、やはり子供を信じて、要は子供のほうがリテラシーが高いのですね。順番で言うと、子供があって、その次に先生で、多分保護者は一番低いと思っているのですけれども、そういった中で親が子供に教えられないのですね。いろいろ教育しなければならない場面もあると思うのですけれども、そういう教育をしながら子供を信じたほうがいいという親の立場の意見として、フィルタリングが完璧なものであればそれはそれでいいのでしょうけれども、完璧なものでない中、子供をある程度信じるところも必要なのではないかと。そういう意見もあるよということで、必要ないとは言っていないということを訂正させてください。

○藤原座長　ありがとうございました。
○齊藤代理　ありがとうございます。きょうは尾上の代理という形で来ているので、前回の会議の内容等を完全に把握しているわけではないのですけれども、私どものほうは小・中学校の生徒・児童が対象になりますので、フィルタリングは絶対的に必要だと考えております。
　ただ、先ほど来お話に出ているように、さまざまなものが日々進化していく中で、そこに対してフィルタリングが追いついていけないという状態の中で、どのように使いやすく、もしくは選んでいくかということが必要に今難しくなっているかなという中での御議論なのかなと考えさせていただいておりますので、私たち自身もフィルタリングを常に進化をさせていきながら、必要に応じてといいますか、時代に合わせたものとしての必要性というのを常に感じさせていただいているというところです。
　以上になります。
○藤原座長　ありがとうございました。
　どうぞ、髙橋委員。
○髙橋委員　どうもありがとうございます。
　非常にきつい言い方をして申しわけなかったのですけれども、やはり原点に戻るという気持ちが必要だと思うし、これだけ長い間ずっといろいろな会議をやっていますので、何年か周期ぐらいに、それぞれの団体でもう一回きちっとそういうものが必要なのだということをしっかり話し合うような機会をぜひ持っていただきたいなと。
　そして、うちの子に限ってという時代ではもうありませんので、うちの子もいつ危険に巻き込まれるかもしれないということを定期的に思い出しながら、みんなで推進運動みたいなのを進めていただければ、今まで以上に、せっかくこれだけいろいろな議論が進んで、いろいろな施策がそろってきましたので、今後もっともっといい方向に行くのではないかと思いますので、宜しくお願いします。
　以上です。
○藤原座長　ありがとうございました。
　ほかにはいかがでしょうか。小城委員、お願いします。
○小城委員　先ほど御報告をいただきましたスマートフォンの利用における取組のことですけれども、調査概要の補足のところに全体に回収率が低いということが明記されていますが、確かに簡単に調査概要のところで回収率を計算して見ると、店頭調査がどういうやり方なのかが詳しくわからないのですが、6,000配布して回収できたのが350ということですよね。回収率が5.83%です。私は社会調査を専門にしているので、これがなかなか大変なことはよくわかるのですけれども、5.83%しか回収できなかったということは、恐らく突出してこのテーマに関心の高いサンプルの回答であると思われます。ですので、それは意識が高い保護者にサンプルが偏っているということは書かれておりますけれども、恐らくこの数字は、例えばフィルタリングの利用傾向と利用率の推移などもかなり高く出てい

ると思います。では、実態はどうなのかと言われても推測はできませんけれども、相当高い人たちだけが回答していると思われますので、はっきり言うと、90%以上が回答しなかったわけですから、回答しなかったほうが恐らくもっと問題で、フィルタリングに対する関心が低いと思うのです。

今、個人情報の問題もあって、社会調査が非常にやりにくくなっている現状はよくよく理解できるのですけれども、コストをかけて調査をする場合に、できる限り回収率を上げる、フィルタリングに関心のない人たちの回答こそここで必要なものだと思いますので、一番無理なデータを求めているのですけれども、この結果は恐らくかなり意識が高い方々だけが回答しているということを踏まえて理解したほうがよいかなと思いました。

以上です。

○藤原座長　ありがとうございました。

ほかに。では、尾花委員、お願いします。

○尾花委員　このところ低年齢化というところがすごく着目されていて、先ほどの経産省さんが提供していただいたリーフレットの中にも、初めて未就学児用というのが出てきていて、あれはとてもいいことだなと思っているのですが、店頭でもぜひ取り組んでいただきたいのは、新しい機種に機種変をしたときに古い機種を子供にお古にあげるというケースがやはりとても多いのです。２種類のケースがあって、子供用に買ってあげる人を除くと、保護者の今使っているものを使わせているケースか、あるいは保護者が使い終わったものをお下がりとしてあげるケースか、どちらかのケースがやはりお子さんの年齢が小さければ小さいほど高くなっていて、そのせいで大人が使っているもの、あるいは使っていたものなので、フィルタリングが全くかからない危険な状態で一番守ってあげたい未就学児のところに物が届いてしまうという現状を何としてでも防ぎたいのです。

総務省さんのタスクフォースの中では、キッズモードのようにワンタッチで切りかえられるものがあったらいいよねというふうに、方向性としてはそういうものを御検討いただきたいという話をさせていただきましたし、OS的にはパソコンと一緒なので物理的にはやることは可能で、システム的に可能なことをいかにグローバル企業と対峙しながら進めていくかというところの難しさがあるのですが、一方で、ここは店頭で難しいところなのかもしれないですが、保護者が機種変更をされた際に、少なくとも「機種変前の機械はお子さんに差し上げたりしますか」というふうに可能であれば一言聞いていただいて、「だとしたら、これにフィルタリングをかける必要がありますよね」と、ほんの30秒でも40秒でもいいので、声かけをしていただくような運動が店頭でできないかなと。設定してあげるとか、設定の仕方を細かく説明するというところまで私は望んでいないのですが、声かけ運動みたいなことなら、店舗の販売員さんの御協力でできるのではないかと思うのです。

保護者は気づいていないだけなので、自分が使わない機械にだったらフィルタリングをがちがちにかけても自分に支障がないので、かけてくれる人たちが多くなると思うのですね。なので、お下がりになりそうな機種が存在している場合にはちょっと一言声をかけて

あげられるような取組が業界全体でできたら、未就学児のネットに関するトラブルとか、あるいはフィルタリングを使わないで自由に使えるようになってしまった子を量産するようなことにならなくなっていくのではないかなと思うので、そんな形でTCAさんも含め、御協力いただけるうれしいなと、きょうこの数値を見て感じました。

以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員　TCAさんの資料の８ページですけれども、ここはスマートフォンになって、今何度も出ているように、非常にフィルタリングのシステムが面倒くさいというのは本当にそのとおりで、できるだけ簡単な方法が必要だと思うのですけれども、機能制限の導入を行った場合に、これは多分Appleのレイティング等がそのまま適用になるのではないかと思ったりもするのですが、この辺は機能制限を導入した場合にどういう形でのフィルタリングがかかるかというのは、既にTCAさんでは御検討は済んでいらっしゃるのかなと思ったので、その点を教えていただければと思います。

○藤原座長　もし、TCAさんのほうで把握していらっしゃればお願い致します。

○TCA永谷氏　TCAですけれども、御指摘いただいたカテゴリーの基準については、今後の検討課題ということで、まだ検討には着手できておりません。これからだという認識です。

○藤原座長　よろしいでしょうか。

○上沼委員　それも含めて今後検討だということですかね。

○TCA永谷氏　はい。

○藤原座長　ほかには、御意見等はございませんでしょうか。

髙橋委員。

○髙橋委員　先ほど来、いろいろな省庁からの報告もありましたけれども、子供たちのネットに対する理解度ということで、総務省さんのほうでやっているのですけれども、これはそれぞれの学校で調査をしてくれて、その結果が教育委員会に行っているのだろうか。いつも教育委員会の悪口ばかり言ってもしようがないのですけれども、全部教育委員会を避けて、子供たちのこういった調査とか各省庁の動きというのがどうも一体化していないところがあると思うのですね。

ですから、今後、プログラミングどうのこうのという話になったときには、多分文科省さんは非常に苦労して、いつ実現するかは先の話になると思うのですけれども、いろいろな調査をするときに一度教育委員会宛てに出して、教育委員会が県内で各省庁がお願いした調査とか、そういったものをやっているということを把握させるような何かいい手法をとっていただくと、各県でまとまっていくのではないかと。

やはり一生懸命やって前向きに考えている教育委員会さんもあるし、言われたからしようがないから一応配りましたよというだけの教育委員会さんもあるので、せっかくここま

で詰めたのだったら、最後の仕上げとして教育委員会を一緒に巻き込んでやっていただけるとありがたいかなと思います。
○藤原座長　ありがとうございました。
　ほかにはいかがでしょうか。尾花委員、どうぞ。
○尾花委員　ありがとうございます。
　18歳の選挙について、もうそろそろ参院選も始まりますし、選挙ということでやはり高校の先生やPTAの皆さん、今回金井さんもいらしていますけれども、どこに行っても18歳選挙でうちの子が捕まらないようにするためにはどうしたらいいかという話が聞きたいとよく言われるのですね。選挙権を持つことイコール公職選挙法違反になるということではないのですが、保護者の方が子供がネットをこんな使い方をしてしまったら法に抵触するよということを、自分たちも選挙権を持っているにもかかわらず、実際にはわからなさ過ぎるというのが不安の材料になっているようなのです。
　なので、先ほどのプログラミングのトラブルもそうですけれども、警察庁さん、あるいは総務省さん、文科省さんと組んでいただいて、こんなふうにツイキャスしちゃったらいけないんだよ、これが17歳以下のときはね、これが18歳以上のときはねみたいな、事例のビデオのようなものもあれば、今、教科書がちゃんと提示されているのですけれども、その中から違反に関するようなことは具体例を示してないので、先生方も細かく教えてくださいというケースが多々発生しているので、そのあたりの18歳選挙権についてのことで事例のビデオとかがもし御予算的にも体制的にもできるようなタイミングに来ましたら、ぜひお願いしたいな。
　特に、もしかしたら今回の選挙でそういった違反みたいな事例が出てきたら、これ幸いと言ってはいけないのですが、こういうこともありましたよということもできると思いますので、ぜひ子供たち、先生にわかりやすいものを御提供いただければなと思います。
　とりあえずお時間もありますので、それだけで。また後ほど何かありましたらメールを差し上げます。以上でございます。
○藤原座長　ありがとうございました。
　ほかにはいかがでしょうか。大体よろしいですか。
　それでは、ここで御意見も尽きたということで、御意見を伺うのはここまでとさせていただきたいと思います。
　きょうの御意見を伺っておりますと、アンケート調査等をしていただいたのですけれども、どうも数字そのものをとるにも苦労をしておられるし、多分高目に出ているという小城委員の御指摘にあるように、実態とやや離れている。恐らく各ステークホルダーといいますか、親、子供、ひょっとすると販売店もまだまだそれぞれの意識と実態が少しずれているのかなという気もいたしました。
　そうなりますと、尾花委員から御指摘いただいたように、まだまだ各府省庁の方々にも横断的に御協力いただき、ここでも議論をすべきことはあるのだろうと、問題点はよくわ

かったということであろうかと思います。

ただ、幸いといいますか、総務省のタスクフォースを始めとして、各省庁、事業者等でも取組を続けていただいておりますので、それをウオッチしていくということにして、２回続きましたので、フィルタリングに関する討議は、まだまだ問題山積ではございますけれども、とりあえず今回で区切って、次回からはできれば新しいテーマに移りたいと思っております。

全体を通じて、まだ一、二問はできると思いますので、御質問等、御意見等がございましたら。ございますでしょうか。

思い出しましたか。

○尾花委員　思い出したのですが、大したことではなくて、前々からお願いしていますように、ぜひ厚労省さんにお声をおかけいただいて、これもまた毎回のことなのですが、保育園の管轄の方でも結構で、健康的なことでここで議論して、厚労省さんに調べてくださいと言ってしまうときりがないし、そういうことを目的にすると、多分出てきて下さる方の人選も物すごく大変になってしまうと思いますので、そうではなくて、今、低年齢化でいろいろなトラブルや問題が起きている現状なので、特に成長戦略の中で女性が働くことと保育園の問題というのが大きくて、女性が働いて家に保護者がいない状態であればあるほど、子供がインターネットに接し始める年齢が低いというような情報もありますので、ぜひ保育園管轄の方でどなたか御協力いただける方がいらっしゃれば、厚労省の方も一度オブザーバー参加していただいて、見学いただいてもいいと思うのですが、そんな形で参加していただけたらうれしいなと思っております。

以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

今の点ですけれども、さっきの選挙だと警察もおられるけれども、行政局も出てきたっておかしくないとか、いろいろありますので、今の低年齢化、子守をさせているという御議論につながるのならば、経常的に出ていただくのは大変だと思いますので、問題になる場面ごとにアドホックにお願いするようなことはあるかもしれませんので、事務局とも相談させていただきたいと思います。

それでは、皆様、本当にお疲れさまでした。本日の議論は一応ここまでとさせていただいて、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

○村田参事官　本日は御発表いただきました各委員を始め、皆様から貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、次回第32回検討会につきましては９月以降に開催をしたいと考えております。次回検討会につきましては、具体的にどのような中身にするのか、テーマも含めてでございますけれども、決めてはいないところでございます。本日の御議論や総務省のタスクフォースの動向、その他の動向なども踏まえまして、開催時期も含め、藤原座長とも御相談をいたしまして決めてまいりたいと考えてございます。日程や

開催内容について決まりましたら、できるだけ早目に委員の皆様に御連絡をしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○藤原座長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第31回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了致します。長時間にわたり御審議いただき、まことにありがとうございます。